

<参考資料>

令和6年8月台風第10号災害検証委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「令和6年8月台風第10号災害検証委員会」(以下「検証委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検証委員会は令和6年台風第10号において発生した西濃地域における浸水被害について、次に掲げる項目の検証及びその結果を踏まえた対策の検討を目的とする。

- (1) 浸水被害の状況
- (2) 浸水被害の発生原因(メカニズム)
- (3) これまでの取組みと効果
- (4) 浸水被害軽減に向けた対応方針

(組織)

第3条 検証委員会の委員は別表のとおりとする。

- 2 検証委員会には委員長をおくこととし、委員長は別表のとおりとする。
- 3 委員長は検証委員会の議事を進行する。

(運営)

第4条 検証委員会の事務局は岐阜県県土整備部建設政策課及び河川課、都市建築部都市政策課並びに農政部農地整備課が行う。

- 2 検証委員会の招集及び開催は委員長が行う。
- 3 検証委員会は非公開とする。

(資料の公表)

第5条 検証の結果をとりまとめた報告書等は、公表する。ただし、検証委員会で使用した資料のうち検証等の途中にあるものは、関係者に誤解、混乱等を生じさせるおそれがあるため、公表しない。

(雑則)

第6条 本規約に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、検証委員会において定める。

附 則

この規約は、令和6年9月13日から施行する。

この規約は、令和6年10月31日から施行する。

この規約は、令和6年11月29日から施行する。

別表1 (委員)

役職	氏名	所属	備考
委員長	原田 守啓	岐阜大学 教授	学識者
委員	飯島 竜二	岐阜県 県土整備部 土木技監	県
	真鍋 将一	岐阜県 県土整備部 河川課長	県
	渡辺 彰	岐阜県 都市建築部 都市政策課長	県
	高見 浩一郎	岐阜県 都市建築部 下水道課長	県
	佐藤 智紀	岐阜県 農政部 農政課長	県
	宮田 和也	岐阜県 農政部 農産園芸課長	県
	加藤 祐一	岐阜県 農政部 農地整備課長	県
	広瀬 隆男	岐阜県 大垣土木事務所長	県
	林 和宣	岐阜県 揖斐土木事務所長	県
	板垣 慎二	岐阜県 西濃農林事務所長	県
	瀬瀬 秀樹	岐阜県 揖斐農林事務所長	県
	廣瀬 勝典	大垣市 建設部長	市町村
	松浦 徹	大垣市 水道部長	市町村
	安藤 亨	大垣市 経済部長	市町村
	大倉 修	養老町 産業建設部長	市町村
	藤江 和明	垂井町 建設課長	市町村
	小竹 武志	垂井町 産業課長兼農業委員会事務局長	市町村
	土屋 典生	神戸町 産業建設部長兼企業誘致推進室長	市町村
	安田 誠司	池田町 総括部長兼水道部長兼水道課長	市町村

別表2 (オブザーバー)

役職	氏名	所属	備考
オブザーバー	高橋 伸次	国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 副所長	国
	谷本 忠義	農林水産省 東海農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官	国

別表3 (事務局)

役 職	氏 名	所 属	備 考
	桜井 孝昭	岐阜県 県土整備部 建設政策課 技術総括監	
	牛丸 健	岐阜県 県土整備部 河川課 技術管理監	
	窪田 吉泰	岐阜県 都市建築部 都市政策課 技術総括監	
	岡山 和広	岐阜県 農政部 農地整備課 農地防災対策室長	

(敬称略)